

別表2

住宅性能評価業務 評価料金

平成29年7月18日

表1 新築・一戸建ての評価料金

単位:円、税抜金額

区分	設計評価				建設評価			
	基本料金※	+	選択料金※	+	構造審査料※	基本料金※	+	選択料金※
一般	55,000							
確認申請併願等	50,000	+	500×A	+	10,000	100,000	+	500×A

※ 選択料金は、必須以外の項目を選択する場合、項目毎に500円を加算する。(Aは選択項目数)

ただし、特殊評価項目(6-3)については、別表3、表2による。

また、5:温熱環境・エネルギー消費量分野において、5-2 一次エネルギー消費量の項目を選択する場合、設計評価の基本料金を3,000円を加算する。

※ 構造審査料は、許容応力度計算等の審査が必要な場合に加算する。

※ 階層が4以上の住宅の建設評価は、基本料金を25,000円を加算する。

※ 当機関が、設計住宅性能評価を実施したもの以外の建設評価料金は、別途見積りとする。

※ 変更設計住宅性能評価、変更建設住宅評価は、上記の評価料金の1/2を限度として、別途見積りとする。

※ 再検査及びキャンセル料は、別途見積りとする。ただし、検査1回につき60,000円を限度とする。

※ 評価書の再発行は、戸当たり3,000円とする。

※ 遠隔地における住宅について建設住宅性能評価を行うときは、別表4、表1により、出張料金を加算することができる。

※ 上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

別表3

住宅性能評価業務 評価料金

平成29年7月18日

表1 新築・共同住宅等の評価料金

単位：円、税抜金額

区分	設計評価						建設評価													
	基本料金	+	(審査料金	+	選択料金※)	×	戸数※	(基本料金	+	選択料金※)	×	戸数	+	検査料金	×	検査回数※
2,000㎡未満	60,000	+	(6,000	+	500×B)	×	M	(10,000	+	500×B)	×	M	+	80,000	×	N
2,000㎡以上											12,000		500×B							

※ Mは評価対象住戸数 Nは検査回数とする。

※ 選択料金は、必須以外の項目を選択する場合、分野毎に500円を加算する。(Bは選択分野数)

ただし、特殊評価項目(6-3)については、表2による。

また、5: 温熱環境・エネルギー消費量分野において、5-2 一次エネルギー消費量の項目を選択する場合、設計評価の基本料金を3,000円×戸数Mを加算する。

※ 評価対象住戸数が5戸以下の場合は、5戸にて計算する。

ただし、併用住宅で1住戸のみの申請の場合、料金は一戸建て住宅の料金とする。

※ 評価方法基準に定める検査回数を超えて行う場合、別途見積りとする。

※ 当機関が、設計住宅性能評価を実施したもの以外の建設評価料金は、別途見積りとする。

※ 変更設計住宅性能評価、変更建設住宅評価は、上記の評価料金の1/2を限度として、別途見積りとする。

※ 再検査及びキャンセル料は、別途見積りとする。ただし、検査1回につき80,000円を限度とする。

※ 評価書の再発行は、戸当たり3,000円とする。

※ 遠隔地における住宅について建設住宅性能評価を行うときは、別表4、表1により、出張料金を加算することができる。

※ 上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

表2 特殊評価項目の評価料金

単位：円、税抜金額

選択項目	設計評価	建設評価
空気環境測定※	ホルムアルデヒドのみ (パッジ1~2個使用)	45,000(1居室/住戸) 55,000(2居室/住戸)
	ホルムアルデヒド+VOC (パッジ2~4個使用)	55,000(1居室/住戸) 65,000(2居室/住戸)

※ 空気環境測定については、共同住宅等で10住戸以上の場合別途見積りとする

※ 遠隔地における住宅について建設住宅性能評価を行うときは、別表4、表1により、出張料金を加算することができる。

※ 上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

別表3

表3 既存・一戸建ての評価料金(建築基準法第6条1項4号に該当する建築物)

単位:円、税抜金額

延べ面積等項目	新築時建設評価あり	設計図書あり	設計図書なし
200㎡以内	66,000	90,000	別途見積り
200㎡超	別途見積り	別途見積り	別途見積り
特定現況検査(腐朽・蟻害)	30,000(現況検査と同時実施に限る)		
個別性能評価	別途見積り		

※ 建築基準法第6条1項4号に該当しない建築物は、別途見積りとする

※ 再検査及びキャンセル料は、別途見積りとする。ただし、検査1回につき80,000円を限度とする。

※ 遠隔地における住宅について建設住宅性能評価を行うときは、別表4、表1により、出張料金を加算することができる。

※上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

表4 既存・共同住宅等の評価料金

単位:円、税抜金額

延べ面積等項目	新築時建設評価あり	設計図書あり	設計図書なし	
(A) 1棟の延べ面積	～500㎡以内	170,000	210,000	別途見積り
	500㎡超～1,500㎡以内	220,000	300,000	別途見積り
	1,500㎡超～2,500㎡以内	270,000	350,000	別途見積り
	2,500㎡超～5,000㎡以内	350,000	450,000	別途見積り
	5,000㎡超～10,000㎡以内	500,000	600,000	別途見積り
	10,000㎡超	別途見積り		
(B)専用部分	評価対象1戸あたり	30,000	40,000	別途見積り
(C) オプション	特定現況検査(腐朽・蟻害)	別途見積り		
	個別性能評価	別途見積り		

※ 現況検査料金は、表中、(A)1棟の延べ面積+(B)専用部分+(C)オプションで算出した金額とする

※ 再検査及びキャンセル料は、別途見積りとする。ただし、検査1回につき80,000円を限度とする。

※ 遠隔地における住宅について建設住宅性能評価を行うときは、別表4、表1により、出張料金を加算することができる。

※上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。

別表4

住宅性能評価業務 評価料金

平成29年7月18日

表1 料金に加算される出張料金

単位:円、税抜金額

地 域		割増料金	
地域区分	本社からの距離	出張費	交通費
地域A	東京都特別区	-	-
地域B	概ね20kmまでに含まれる区域 (東京都特別区を除く。)	1,000	1,000
地域C	概ね20～50kmまでに含まれる区域	3,000	2,000
地域D	概ね50～75kmまでに含まれる区域	7,000	4,000
地域E	概ね75～100kmまでに含まれる区域	10,000	10,000
地域F	概ね100～150kmまでに含まれる区域	15,000	15,000
地域G	概ね150～200kmまでに含まれる区域	15,000	20,000
地域H	概ね200kmを超える区域	15,000	25,000

※ 本社からの距離は、直線距離とする。

※ 出張費は、評価員1名につき、上記に定める額とする。

※ 交通費は、評価員等(補助員を含む。)1名につき、上記に定める額とする。

※ 上記料金は、消費税抜金額とし、交付時点の消費税率を適用する。消費税が改定された場合には、改定後の税率とする。